

平成29年度事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(I) 公益目的事業について

脊髄損傷者及び障害者が、重篤なハンディーキャップを持ちながらも地域社会で自立した生活を営むことができるよう、ピアサポート等相談支援事業、調査研究事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業及び情報提供事業等を総合的に提供し、障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上に努めている。

【1】事業の概要について

脊髄損傷者及び障害者（以下、障害者）の地域生活を実現するためには、医療・介護・福祉・リハビリテーション・住環境の整備といった総合的な支援が欠かせない。本会では、事故や疾病により重度の障害を持った者に、まずは活用できる福祉及び労災制度等の相談並びに障害の受容に向けた支援を提供し、初期の集中的な支援終了後にも、情報提供やシンポジウム等による啓発活動を通じた継続的な支援を行うことで、障害者の社会復帰並びに地域での継続性のある文化的な生活をサポートしている。

また、障害者が社会生活する上で、制度面やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言並びに要望活動を行うことで障害者の権利を擁護し、医療及び介護制度の充実を図り、もって広く社会に貢献している。

障害者の豊かな社会参加を実現するためには、自立生活への準備、障害の受容等の初期支援をはじめ、その後も継続的な調査研究、情報提供並びに行政機関や民間法人等へ障害者福祉の向上についての政策提言・要望活動を行っていく必要がある。

そこで本会では、下記の主要な事業であるピアサポート等の障害者福祉相談事業、調査研究事業、政策提言・要望活動事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業、情報提供事業、社会参加推進事業等を連携させて一体的に行うことで、障害者が本会のサービスをより効果的かつ継続的に受益できる環境を確保し、また、各事業を個別に提供するよりも連携して一体的に提供することで、本会の理念である障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上の実現により資するものであるとの認識の下、下記事業を一体的に提供し、障害者の福祉の向上に努めている。

1. ピアサポート等の障害福祉相談支援事業

(1) ピアサポート相談支援事業（2017年度自賠責運用益拠出事業）

本会では受傷直後の脊髄損傷の患者や重篤な障害を受け、治療・リハビリテーションの医療的処置を受けてもなお重い障害が残り、地域生活が困難となる重度の障害を有するものに対して、同じ障害を持つ仲間として共に寄り添い支えあうことの重要性を認識し、研修を受けた「ピアマネジャー」が病院・リハビリテーションセンター・地域で個人面接・グループ面接などの相談支援を行って、重度の障害者の

早期の社会復帰を支援する相談支援事業を実施している。それにより、引きこもりがちになる障害者の自立生活の促進に寄与している。

ピアサポート事業は、全国各県のリハビリセンターや医療施設に入院中の脊髄損傷患者及びその家族を対象にしたグループ相談会、医療施設や自宅等を訪問する個別ピアサポート、リハビリセンター、医療施設やその他の会場で開催する相談会へ、ロールモデルを派遣しての講演の実施という、主に3つのプログラムを提供し、いずれも入院中や退院後まもない脊髄損傷患者とその家族を対象としたプロジェクトとなっている。又、援助者にあたるピアマネジャーは、平成16年度から現在までの間に168名を養成し、研修終了後のピアマネジャーに対しては、資質の向上を図ることを目的に定期的に現任研修会を行っている。

- ・平成29年度年度実績
 - ・グループ相談会：24回
 - ・個別ピアサポート：93回
 - ・勉強会：11回
 - ・ピアサポータースキルアップ研修会：8回
 - ・平成29年9月18日 宮城県 松島町『ホテル大観荘』56名参加
 - ・平成29年9月30日 山形県 身体障害者保養所『東紅苑』16名参加
 - ・平成29年11月3日 秋田県 青少年交流センター36名参加
 - ・平成29年7月9日 石川県 金沢福祉用具情報プラザ 32名
 - ・平成29年10月22日 石川県 青少年研修センター 18名
 - ・平成29年9月2日 埼玉県 ラフレ埼玉
 - ・平成30年2月24日 三重県 滋賀県立長寿社会福祉センター
 - ・平成30年3月3日 福岡県 福岡クローバープラザ

(財源) 一般社団法人日本損害保険協会

2. 調査研究事業

脊髄損傷及び障害者が、社会生活を送るうえでの必要な情報を的確に把握し、かつ有効な情報を恒久的に調査研究して行くことで、QOLの向上や社会参加の促進に資することを目的に調査研究事業を行っている。

また、行政機関や民間法人等が行う調査研究において、本会の調査研究事業と同様の理念を有するものと認められる場合においては、調査研究協力を行っている。調査研究の発表についてはホームページ等を通じ広く行っている。

(1) 大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化 (平成29年度障害者総合福祉推進事業)

本事業に基づく支援と調査研究として、以下の内容を実施した。

- ① 国立大学、公立大学、私立大学に修学する全身性障害のある学生3名に対して、通学中と学校内の介助を、有資格の職業ヘルパーによって提供した。
- ② 上記①の3事例について、障害学生、大学の障害学生担当部署、ヘルパー事業所、相談支援事業所などにヒアリングを実施し、支援チームを開催するにあたっての論点を整理した。

- ③ 上記①の3事例について、障害学生、大学の障害学生担当部署、教員、ヘルパー事業所、相談支援事業所、市町村の障害福祉担当課などの参加により、支援チームを開催し、通学中と学校内の介助支援やその他の支援について、支援内容の検討、実施、モニタリング、改善などを行った。

本事業の実施の結果および効果としては、以下のことが挙げられる。

- ① 大学等やヘルパー事業所など、支援者間における支援の連携と調整の役割を、相談支援専門員などの第三者が担うことについて考察した。
- ② 障害学生に対する支援が非常に多面的であることから、障害学生自身によるセルフマネジメントの可能性について考察した。
- ③ 支援チームを通じたマネジメントであれセルフマネジメントであれ、障害学生に意思の表明や建設的対話が要請されることから、その前提条件としてのエンパワメント支援や、自己決定に伴う煩わしさを緩和する、障害学生に寄り添ったサポートの必要性について考察した。

(財源) 国庫補助金

3. 情報提供事業

(1) 広報及び情報提供事業(自主事業)

情報入手の困難さを持つ重度の障害者への情報提供を行うと共に、福祉や医療に携わる個人並びに法人へ、障害者からのメッセージや介護や福祉についての情報を載せた「月刊・脊損ニュース」を発行し、当会ホームページで情報を提供している。

- ・平成29年度実績
 - ・「月刊・脊損ニュース」
 - ・会員：1,800部
 - ・非会員・病院施設等：1,400部

(2) 脊髄損傷患者の社会参加ガイドブック製作事業

脊髄損傷者に必要な情報を多岐にわたり、脊髄損傷患者の社会参加と生活力を高めるためには、福祉に係る総合的な情報はもちろんのこと、特に重要性の高い事項については、詳細かつ正確に提供する必要がある。

しかし、必要なすべての情報をカテゴリー別にまとめた具体的でわかりやすいツールは未だないのが実情であり、患者に提供される情報は全国的に認識がまちまちで、単に経験にのみ頼っているなど統一されていない。このため、ピアサポートの有効性が発揮されない場合がある。脊髄損傷者の多様なニーズに全国どこでも的確に応える手段として、多種多様で恒久的な情報を調査研究し、その集大成の情報をガイドブックとして提供することは、患者の社会参加を支援することに大いに有効である。

そこで本会では、一般社団法人日本損害保険協会の助成により、排泄管理、車いす、褥瘡予防、住宅改造等といった脊髄損傷者が特に必要としている具体的な情報をガイドブックとして製作し、脊髄損傷者及び障害者が本来持っている機能を発揮して自立した社会生活を営むことができるよう支援を行っている。配布は会員、医療、リハビリ関係団体等へ行い、また、ホームページを通じて配布希望者へのダウ

ンロードサービス、並びに郵送を行っている。

- ・平成29年度実績
 - ・ガイドブック
 - ・Together 1 「排泄管理」
 - ・Together 2 「車いす」
 - ・Together 3 「褥瘡」
 - ・Together 4 「住宅改造」
 - ・Together 5 「移動と自動車運転」
 - ・Together 6 「エンパワメント～いきいきと生きる～」
 - ・Together 7 「エンジョイスports」
 - ・Together 8 「就労」
 - ・Together 9 「福祉制度の利用」
 - ・Together 10 「セクシャリティ」
 - ・Together 11 「食生活」
 - ・配布先：団体加盟会員、医療リハビリ施設等

（財源）一般社団法人日本損害保険協会

（3）全脊連の活動成果物等の無料提供

- ・平成29年度実績
 - ・Together 10及びTogether 11（前掲）
 - ・第17回総会議案書、諸規程
 - ・『大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化・報告書』（前掲）

（4）ホームページ運営事業

法律や制度の制定・改定等があった場合に、情報伝達の不備によって制度利用等に格差が生じないように、いち早く正確な情報についてホームページを通じて提供している。

例えば、平成30年4月1日に障害者総合支援法が改正されるにあたり、改正点である「就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設」「共生型サービス（ヘルパー・デイサービス・ショートステイの事業において、児童福祉法・障害者総合支援法・介護保険法のいずれかの指定を受けていれば、他法の指定を受けやすくなる基準の特例）の位置づけ」「共同生活援助に新たな日中サービス支援型類型の位置づけ」「その他障害児通所支援の人員基準等の見直し」等について、当会においても脊損ニュースやホームページなどで情報提供を行った。

（財源）会費

4. 政策提言・要望活動事業

（1）障害当事者の提言

障害者が社会生活をする上で、制度やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人

等へ政策提言及び要望活動を行っている。

・平成29年度実績

1. 自由民主党障害児者問題調査会

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（厚生労働省）

平成30年4月1日に施行された障害者総合支援法の報酬改定について、政党や厚生労働省のヒアリングにおいて、当会からは下記の点について要望した。

- ①重度の全身性障害者でも納税者になれるように、重度訪問介護をあらゆる場所（大学・職場・泊りがけ外出・運転中）でシームレスに利用できるようにしていただきたい
- ②重度訪問介護を提供してくれる事業所が見つからない問題を解決していただきたい
- ③国庫負担基準額を大幅に引き上げ、また、将来的な国庫負担基準の廃止を検討していただきたい
- ④その他

2. 自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟

公明党バリアフリー法及び関連施策のあり方に関するPT

立憲民主党国土交通部会

平成30年の通常国会に提出されているバリアフリー法改正案などについて、年度内に開催された各党のヒアリングにおいて、当会からは下記の点について要望した。

- ①バリアフリー法に「共生社会の実現」の理念を明記していただきたい
- ②バリアフリー法に「障害の社会モデル」の考え方を明記していただきたい
- ③バリアフリー法に「移動の権利」を明記していただきたい
- ④地方のバリアフリー化を進めていただきたい
- ⑤トイレの分散利用を推進していただきたい
- ⑥その他

3. 省庁交渉等

全国各支部及び各ブロックから提出された要望について、理事会で精査し、必要性が高いものについて関係省庁、民間団体、各政党または顧問等に要望を提出した。

- ・主として、厚生労働省、国土交通省

(2) 内外の関連団体との連携及び交流

・平成29年度実績

1. 日本障害フォーラムに加盟

本会をはじめ、障害者当事者団体などの13の全国団体が加盟して結成されている連絡団体において、障害者権利条約の第1回政府報告を踏まえてパラレルレポートへの対応協議、フォーラムの開催、被災地支援などの取り組みを行った。

2. 日本の福祉を考える会に加盟
3. 障害関係団体連絡協議会（主催：全国社会福祉協議会）に加盟
4. 特定非営利活動法人DP | 日本会議に加盟
（財源）会費

5. 労災被災者等支援事業

労働災害により脊髄を損傷した被災者、及びその遺族等に対する労災補償に関する相談及び支援並びに研修会を行っている。この事業は、被災者の経済的安定に資する年金受給等のサポートをはじめ、社会保険制度・医療・福祉情報等の提供を行い、被災者の一日も早い社会復帰に向けて、労災の経験を持つ脊髄損傷者が中心となって活動している。

また、当事業はピアサポート事業と同様に相談及び支援を行う内容となっているが、当該事業は労働災害に特化した相談及び支援を行うことで、ピアサポート事業とは異なるものとなっている。

2017年10月22日北越ブロック・スキルアップ研修会（金沢）、2018年2月24日近畿東海ブロックピアマネージャー初任者研修会で、古谷杉郎理事がせき髄損傷者の労災補償問題について講師を務めました。

平成29年度の厚生労働省交渉にあたっては、①介護（補償）給付の見直し、②併発疾病の見直しを含めた遺族（補償）給付の取り扱いの改善、③補装具費（車椅子等）の運用について併給が認められない事例の改善、④平成27年12月22日付け「障害（補償）年金を受ける者が再発による傷病（補償）年金又は休業（補償）給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」発出後の運用状況の把握と改善、を要望しました。

④の通達は平成27年度の当会の要望を受けて発出されたものですが、平成29年度に東京在住の脊損者が「再発」の相談をしたところ、三田労働基準監督署が「再発と認められた場合→現在支給されている障害年金給付から、療養給付及び休業給付へ変更になります。このため、現在支給されている介護給付・就学援護費は支給できません」と文書で説明する事例がありました。まさに、そのような間違っただ説明がされている現状があるから新たな指示が必要だと言ってきたことが繰り返されているわけです。厚生労働省は、「新通達の周知を徹底してきたつもりだが、このような例が出てしまった」ことを反省して、あらためて徹底していくと回答しました。当該事例はその後、休業給付に切り替えることなく、傷病年金に移行されましたが、全国的に運用状況をフォローアップする必要があります。

②については、今年度も大濱代表理事と古谷理事が交渉前に厚生労働省労働基準局長に面会して強く要望。介護（補償）給付受給者に対するアンケート調査が実施されることになりました。また、②についても、平成24年度以降の取り扱いの状況を調査・分析するという回答がありました。いずれも、調査結果の分析から改善

につなげていくよう求めていく必要があります。

また、古谷理事が役員・会員、会員以外の脊損者・家族からの相談に対応しています。必要に応じて、審査請求等の代理人を務めたり、同理事が事務局長を務める全国労働安全衛生センター連絡会議加盟の地域安全センターによる支援につなげたりもしています。

(財源) 会費

6. シンポジウム事業

1. 「交通事故対策について」

(第16回定時総会おきなわ大会の公開セミナー)

開催日：平成29年6月9日

開催場所：牧志駅前ほしぞら公民館ホール

講師：おもろまち法律事務所代表
坂井 大高 氏

2. 「障害者総合支援法の見直し」

(第16回定時総会おきなわ大会の公開セミナー)

開催日：平成29年6月10日

開催場所：牧志駅前ほしぞら公民館ホール

講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
内山 博之 氏

3. 「障害者権利条約と差別解消法について」

(第16回定時総会おきなわ大会の公開セミナー)

開催日：平成29年6月10日

開催場所：牧志駅前ほしぞら公民館ホール

講師：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（障害者施策担当）付参事官補佐 谷口 雄介 氏

7. 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

(1) 国の審議会等への参加

・平成29年度実績

1. 障害者政策委員会（内閣府）

障害者政策委員会の平成29年度の議題については、障害者基本法に基づく第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）の策定について検討した。

2. 社会保障審議会障害者部会（厚生労働省）

平成30年4月1日施行の改正障害者総合支援法の政省令事項などについて審議した。在宅の重度障害者に関係する部分を以下に紹介する。

- 重度訪問介護の訪問先の拡大（障害支援区分6に限定）
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
- 体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
- 行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。
- 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。
- 高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担（1割）が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

3. バリアフリーネットワーク会議（国土交通省）

各地方運輸局から報告に引き続き各団体からの質疑・要望があり、当連合会からの意見として JR 北海道内の鉄道駅の無人化率は76%・栃木県内の JR と私鉄の無人駅は40%超であり、大阪圏や九州圏でも無人駅化は拡大しており、無人駅の増大は国が、鉄道のバリアフリーネットワークを進めている方向性とは、相矛盾しているばかりでなく、施設の老朽化を早めることにもつながり、ひいては視覚・聴覚の障害者には安全に鉄道等を利用する上での課題を生じている。また、車いす利用者等移動に困難をきたしている障害者の就労と外出の機会を閉ざすばかりでなく、コミュニティの活性化をも阻害している。昨年来視覚障害者のホームからの転落死

が増えていることから、ホームのホームドアの整備の促進等が要望された。

4. バリアフリー法改正検討委員会（国土交通省）

新バリアフリー法の改定を行うことになり、改定案についての検討委員会が設置され、当連合会も昨年度末参加し、一年間議論に加わりました。新バリアフリー法が施行されて以降、国内では障害者の権利条約と障害者差別解消法が相次いで整理したことから、法の趣旨を踏まえ始めて「障害者の移動の権利」が議論されました。これは、障害のモデルが「措置制度」から「自己選択」へと変わり、「医療モデル」から「社会モデル」と、大きく変わる中でその変化への対応を求める各団体からの要望も変化がありました。議論では、当連合会から「権利条約の前文及び差別解消法第5条の規定から基本法の条文中に『障害者の移動の権利』を明記するようにとの要望を行いました。国土交通省側からは、『移動の権利』が国民的なコンセンサスを得られているとは言えない」との回答がありましたが、連合会会員からも多くの不合理な乗車拒否等が報告されていることから、「事業者の事情」を乗り越えるため「バリアフリー法の中に移動の権利を明記」させる活動は必要です。

「社会モデル」・「一編成に車いす座席を2以上とする」等の一定の改善は盛られるものの、「車いす席のオープンスペース化」・「高速バスや空港バス等の車いす利用者（リフトバス）の利便性の促進策」等の多くの課題は検討途中である。

バリアフリー構想案に代わり、各市町村が独自に「バリアフリー基本計画（マスタープラン）」を作成できるように変わり、各事業者が資金難を理由にバリアフリー化が進んでいないところにも予算支出を行う予定です。

5. 2020東京オリパラに向けた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」

平成29年2月に安倍内閣は、前年に「府省連絡会議」の提言を受け、閣議決定を行い各省庁に「オリパラに向けた施策の取りまとめ」を指示しました。

国土交通省関連でも、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会」・「鉄道における車いす利用環境改善に向けた実務調整会議」・「パーキングパーミット制度検討会」は4回にわたり開催されたが、連合会及びバリアフリーワーキンググループの要望したところの「車いす等利用者駐車スペース「3.5 ㍍幅」を必要とする人の駐車スペースの適正な利用の確保が必要であり、パーキングパーミット制度の全国的な導入の是非を議論するものとは異質のもので、連合会としては「車いす等利用者駐車スペース「3.5 ㍍幅」の確保を図るための新たな「検討会」の設置を図るため所管する国土交通省に働きかけるべきである。

「ハンドル型電動車いす検討会」等の利用環境改善に向けての省令改定案を検討するための検討委員会が設置され、主に車いす利用者の観点から

委員会に検討委員として参加してきました。

「接遇・おもてなし」に関する、接遇ガイドライン作成検討会も国土交通省がまとめることになり検討委員会に当連合会も議論に参画しました。

6. 東京オリンピック・パラリンピック関連

新国立競技場ユニバーサルワークショップに玉木理事・祐成理事が参加し、新国立競技場建設のユニバーサル化に向けての設計等に関わっています。

内閣府・東京都・オリパラ組織委員会と障害者団体による「アクセシビリティ協議会」の競技会場ごとのアクセシブルルートの「検証」等の会議にも当連合会から委員を参画させてきました。

7. パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会

開催日	開催場所	備考
6/13(火)	中央合同庁舎 4号館 12階	第3回検討会
9/01(金)	中央合同庁舎 3号館 国土交通省会議室	事前打ち合わせ
9/05(火)	中央合同庁舎 2号館 1階共用会議室 1	第4回検討会

パーキングパーミット制度未導入の11都道府県（北海道・青森県・宮城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・富山県・岐阜県・愛知県・沖縄県）に対して、制度導入を促進させる目的の検討会。委員は15名（大学教授・関係団体の代表・国土交通省・厚労省）

玉木理事の後任として半谷理事が第3回検討会から参加する。限られた時間内ですべてを説明することが難しいので文書を提出し、第4回検討会で詳しい説明をして理解を得られた。しかし、パーキングパーミット制度によって増えすぎた利用者の対応策としてダブルスペース方式が採用されたが、当該駐車施設の本来の利用対象者を明確にしないままではダブルスペース方式が活用できるかどうか疑問が残る。また、不正利用の対応策を講ずることなく閉会したため、別途不正利用の防止策を講ずる検討会の開催を、当会から提案すべきである。

8. バリアフリー整備ガイドライン改訂検討委員会（旅客施設）

開催日	開催場所	備考
6/13(火)	都道府県会館 101会議室	第1回検討委員会
9/22(金)	中央合同庁舎 3号館 国土交通省 10階共用会議室 A	第2回検討委員会

前回の改定から4年が経過した「バリアフリー整備ガイドライン」の改定作業を実施。各関係団体の代表者・大学教授・国土交通省の担当者等50名の委員により、現行ガイドラインの文言の修正作業を行った。

(2) 被災地支援

東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等が起こった時、本会のネットワークを最大限に利用し、いち早くその地域の障害者の状況を把握して、必要なもの必要な支援等の提供を行うようにしている。

また、当期に発災した熊本地震についても、機関誌「月刊・脊損ニュース」で継続的に支援金を募集し被災者に届けるなど、所要の対応を実施した。

(3) 車いす寄贈

諸般の事情により休止している。

8. 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

(1) 体育振興事業

障害者福祉の増進を目的に、地域で暮らす障害者と障害を持たない地域住民との相互交流を図るための、ゲートボール大会、車いすバスケットボール大会、ツインバスケットボール大会、グラウンドゴルフ大会等、他団体が主催したスポーツ大会並びに余暇活動へ、費用の助成という形で後援や協賛を行い、障害者のスポーツを通じた社会参加の促進と余暇活動の支援を行っている。

また、障害者がスポーツや余暇活動を行うには、健常者による多大な支援を要することから、本会では健常ボランティアスタッフを会員の親族や大会開催地における近隣住民等から広く募集し、ボランティアスタッフの派遣並びに当該催しの運営をボランティアスタッフと共に本会がサポートすることにより、健常者と障害者が一緒に活動できる場の創設を通じて、障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の理解及び普及に努めている。

1. 内閣総理大臣杯争奪第45回日本車椅子バスケットボール選手県大会に後援及び助成
2. 文部科学大臣杯争奪第30回記念日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会に後援及び助成
3. 第27回理事長杯争奪東北ブロック車椅子ゲートボール大会に後援及び助成
4. 関東甲信ブロック春休み誰でもスポーツ吹き矢体験教室に後援及び助成
5. 北越ブロックフライングデスク大会に後援及び助成

(財源) 会費

【2】事業の公益性について

事業の種類 別表の3号

本事業は、脊髄損傷者及び障害者の地域生活を支援することを目的とした事業であり、事故や疾病等により重い障害を有し在宅生活が容易でない者へ、医療・介護・福祉制度の活用方法等を支援する事業を行っている。ピアサポート相談支援事業は、長い年月を経て障害を受容し地域社会での豊富な生活キャリアを持つ先輩の障害者が、自身の体験や制度利用のノウハウ等を受傷直後の障害者に共有してもらい、早期の社会復帰を支援していく事業である。また、この事業の過程において、様々な専門家や一般市民の理解を深められることから、障害者の地域移行促進の啓発に寄与し、障害者のQOLの向上に資する事業である。

以上により、これらの事業は別表3号の「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪に因る被害者の支援を目的とする事業」に該当する。

事業の種類 別表の9号

本会では、外出の機会に恵まれない障害者の環境改善を図るため、障害者スポーツ（競技としてのスポーツと余暇活動としてのスポーツまで幅の広いスポーツ等の振興を図る）に参加できる機会創出の支援、各種のスポーツ大会のサポート、障害者と健常者が共に行うことのできる軽スポーツの振興と支援事業を行っている。これらの事業の推進は、別表9号の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。